

RIZAP ウェルネスプログラム利用契約条項

第1条（適用範囲）

RIZAP ウェルネスプログラム利用契約条項（以下「本利用契約条項」といいます。）は、RIZAP 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する法人向け RIZAP ウェルネスプログラム（以下「本サービス」といいます。）の利用を申し込む企業・組織・団体（健康保険組合、労働組合等、権利義務の主体となり得る法人格を有することを条件とし、以下、総称して「利用企業等」といいます。）及び本サービスを利用する者（役員・従業員等、利用企業等に所属する者を総称し、以下「利用者」といいます。利用者の資格は第17条に定めるものとします。）に適用します。また、当社が利用企業等との間で直接本サービスの利用にかかる契約を締結せず、当社と業務委託又は業務提携する第三者（以下「当社委託元又は提携先」といいます。）からの委託を受けて又は提携により利用企業等に対して本サービスを提供する場合にも適用されます。

第2条（目的）

本利用契約条項は、当社が利用企業等及び利用者に本サービスを提供する際の諸条件及び関連する事項を定めることを目的とします。

第3条（本サービスの内容）

1. 当社が提供する本サービスの内容は、次の各号に定めるとおりとし、利用者は提供を希望するサービスを所定の方法に則って任意に選択するものとします。

- (1) 講義を中心とした、健康増進・生活習慣改善指導プログラム
- (2) 当社トレーナーによる運動指導プログラム
- (3) オンラインによる前2号のサービスの提供
- (4) 当社トレーナーによる運動指導の動画配信視聴サービス「RIZAP E-learning」の提供
- (5) 健康情報に関する紙媒体、Web 媒体によるコラム「RIZAP コラム」の販売
- (6) その他前各号に付随するサービス

2. 前各号に定める本サービスが対面にて提供される場合の提供場所（以下「実施場所」といいます。）は、本サービスの内容により利用企業等の事業所もしくは当社の店舗とします。やむを得ず、実施場所を利用企業等の事業所もしくは当社の店舗以外にする場合、利用企業等が自己の費用と責任をもって適切な施設を確保するものとします。また、本サービスの提供期間中、一度設定した実施場所の変更は、原則として行うことはできません。

3. 利用企業等は、前項の実施場所がいずれであるかに関わらず、実施場所が定める各種の施設利用ルール・規程等（以下「規程等」といいます。）を遵守し、かつ利用者に対しても規程等を遵守させなければならないものとします。

4. 本サービスがオンラインにて提供される場合には、利用企業等又は利用者は自らの費用と責任において以下を用意するものとします。なお、利用企業等は利用者が本サービスを利用するにあたり必要な安全管理を行うよう、注意喚起するものとします。

- (1) 本サービスの利用に必要な通信端末及び通信機器等の通信環境
- (2) 本サービスの利用に適した空間、施設

5. 前項の場合には、利用企業等又は利用者は、本サービスがオンラインで行われる非対面サービスであることを認識し、自己責任のもとで自己の安全管理及び体調管理を行うものとします。

6. 当社は、やむを得ない場合、本サービスの提供及び販売の日程を変更する場合があります。

第4条（本サービスの利用料金）

1. 本サービスの利用料金及び支払いは、次条（契約）に定める申込書において定めるものとします。なお、一旦

支払われた利用料金は、第 12 条及び第 19 条に定める場合を除き、返還いたしません。

2. 実施場所への移動交通費及び宿泊費等の諸経費は、利用企業等の負担によるものとし、実費をお支払いいただきます。

3. 本サービスの利用料金が所定の期日までに支払われない場合、当社は、支払いがあるまで本サービスの提供を行わず、又は停止することがあります。第 1 条後段の場合において当社委託元又は提携先から当社への委託料又は提携料の支払がない場合も同様とします。

4. 当社が利用企業等に対して負う債務がある場合、当社は、利用企業等に対し通知をすることにより、支払期限の到来した利用料金債権と当社が利用企業等に対して負う債務とを対当額にて相殺することがあります。

第 5 条 (契約)

1. 本サービスを利用しようとする企業は、本利用契約条項に同意の上で当社所定の申込書を当社に提出するものとし、申込書受領後、当社による所定の審査を経た上で、当社が承諾した場合に、本サービスの利用に関わる契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとし、なお、審査の結果、当該企業が当社基準を満たさないと当社が判断した場合、本サービスの利用をお断りすることがあります。

2. 第 1 条後段の場合、前項の申込書は、当社委託元又は提携先を通じて提出するものとし、当社と当社委託元又は提携先との間で本契約が成立するものとし、この場合において、当社と当社委託元又は提携先との本契約が解除その他の理由により失効した場合、当社は利用企業等に対する本サービスの提供を中止することができます。

第 6 条 (ID 等の発行)

1. 当社は、第 3 条第 1 項(4)に定めるサービス提供を行う場合、利用企業等からの申込みにより、本サービスの利用に必要な ID（以下「利用者 ID」といいます。）を利用企業等に発行するものとし、利用者は利用者 ID 及びパスワード（以下「ユーザーアカウント」といいます。）を取得するものとし、

2. 当社は、第 3 条第 1 項(3)に定めるサービス提供を行う場合、利用企業等に対し、本サービスの利用に必要な URL（以下「対象 URL」といいます。）を提供するものとし、利用企業等は利用者に対し、対象 URL を通知するものとし、なお、対象 URL は利用企業等及び利用者だけの範囲で利用するものとし、第三者へ提供することは禁止とします。

3. 利用者 ID は 1 名につき 1 ID の発行とします。複数人で 1 ID を利用すること及び同一人が複数 ID の発行を受けること及び利用することは禁止とします。

4. 利用企業等は、第 1 項の申込みにおいて通知した利用者の情報（以下「利用者情報」といいます。）の内容につき責任を持つものとし、利用者情報の内容変更又は誤りを発見した場合には、当社に対し直ちに変更後又は訂正後の情報（以下「変更情報等」といいます。）を通知するものとし、当社は、利用企業等が変更情報等を当社に通知しなかったことにより、利用企業等又は利用者に生じた損害について、当社の故意又は過失がない限り、一切の責任を負わないものとし、なお、本項に定める利用者情報の当社への通知は、当社所定の方法によるものとし、

5. 発行されたユーザーアカウント及び対象 URL の利用による本サービス上での行為は、全て利用企業等又は利用者の行為とみなすものとし、利用企業等及び利用者は自己の責任のもとで本サービスを利用し、又はユーザーアカウント及び対象 URL の管理を行うものとし、なお、ユーザーアカウント及び対象 URL の第三者による利用に起因して生じた損害については、当社に故意又は過失のない限り、当社は一切の責任を負わないものとし、

第 7 条 (秘密保持)

1. 当社及び利用企業等は、本契約の有効期間中に知りえた相手方の技術上、営業上又はその他の情報（以下、「秘密情報」といいます。）を本契約の遂行のためのみに使用するものとし、相手方の事前の書面による承諾を得

ないで、他の目的に使用してはならず、また、正当な理由なく第三者（ただし、当社においては当社の関係会社を除きます。）に開示又は漏洩してはならないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 相手方から開示を受ける際に既に保有し、又は第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手したものの。
- (2) 相手方から開示を受ける際に既に公知又は公用となっているもの。
- (3) 相手方から開示を受けた後に当事者の責によらず公知又は公用となったもの。
- (4) 相手方から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手したものの。
- (5) 書面により相手方から事前に第三者への開示の承諾を得たもの。
- (6) 相手方からの開示によらず、独自に開発したもの。

第8条（個人情報保護）

当社は、本サービスの提供にあたり、個人情報を取り扱う必要が生じた場合は、個人情報の保護の関する法令及びガイドライン等に従い、厳正に取り扱うものとします。

第9条（再委託）

当社は、本サービスの全部又は一部の業務を第三者に再委託することができます。

第10条（権利義務譲渡の禁止）

利用企業等は、本契約に基づく当事者の地位、権利又は義務について、他の方への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権又は譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。また、本契約に基づく当事者の地位、権利又は義務は、相続その他の包括承継の対象にはなりません。ただし、法人の合併その他組織再編行為による包括承継を除きます。

第11条（本利用契約条項の遵守）

利用企業等は、利用者が本サービスを安全に受けられるよう、利用者に対し本利用契約条項を遵守させ、また当社トレーナー及び当社スタッフの指示に従うよう指導する義務を負うものとします。

第12条（知的財産権等）

1. 本サービスを通じて提供される画像、肖像、映像、文章、写真、音声、音楽、プログラム等のコンテンツ（以下「各種コンテンツ」といいます。）についての著作権、肖像権、商標権、特許権、意匠権等の知的財産権（以下「知的財産権等」といいます。）は、当社、当社従業員、当社委託元又は提携先若しくは第三者（以下、総称して「当社ら」といいます。）に帰属するものであり、利用企業等及び利用者は、当社らの事前の承諾なく、複製、転載等あらゆる使用をすることはできません。

2. 前項に違反して、紛争等が生じた場合、利用企業等及び利用者は自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社らに対して一切の損害を与えないものとします。

第13条（禁止事項）

利用者は、本サービスを受けるにあたり、次の行為をしてはいけません。

- (1) 実施場所において他の利用者、当社トレーナー及び当社スタッフを誹謗、中傷する行為。
- (2) 実施場所において他の利用者、当社トレーナー及び当社スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の一切の暴力行為。
- (3) 実施場所において大声、奇声を発する行為、他の利用者、当社トレーナー及び当社スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 実施場所において物を投げる、壊す、叩くなど、他の利用者、当社トレーナー及び当社スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) 実施場所の器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為。
- (6) 他の利用者、当社トレーナー及び当社スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。

- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で当社トレーナー及び当社スタッフを拘束する等の迷惑行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為。
- (9) 刃物、火器、薬品など危険物を実施場所へ持ち込む行為。
- (10) 実施場所における物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
- (11) 高額な金銭、貴金属その他貴重品を実施場所へ持ち込む行為。
- (12) 当社トレーナー及び当社スタッフに対する、当社以外の他社への就職あっせんや引き抜きの行為。
- (13) 実施場所への第三者の同伴。
- (14) 明らかに異なる又は虚偽の利用者情報を通知する行為。
- (15) 複数人で一つのユーザーアカウントを利用する、又は同一人物に複数の利用者 ID を発行させる行為。
- (16) 利用企業等は利用企業等及び利用者以外の第三者へ対象 URL を利用させる行為。
- (17) 本サービスのうち、オンラインにより提供されるサービスに係るシステム（以下「本システム」といいます。）にウィルス等有害なプログラム等を送信又は掲載する行為。
- (18) 本システムの全部又は一部について、逆コンパイル、逆アセンブルその他のリバースエンジニアリング行為。
- (19) 本サービス上で提供する各種コンテンツ等の二次利用、他媒体（事前に当社への通知がなされた利用企業等の自社媒体を除く。）への掲載、第三者に利用させる行為。
- (20) 知的財産権等を侵害する行為。
- (21) 本サービスを不正の目的、営利目的で利用する行為。
- (22) 過度に肌の露出をする行為、肌の露出を伴うコスチュームや下着姿など、当社トレーナーに対して不安または負担を与える行為。
- (23) 当社または当社トレーナーの安全管理に関する指示に背く行為
- (24) 当社または当社トレーナーへの暴言・脅迫・わいせつな表現・差別行為またはトレーニングの進行を妨げる行為。
- (25) 本サービスの利用中、当社の許可なく、トレーニングの様子を動画で撮影し、録音、録画等する行為。
- (26) 前項で撮影した動画等を当社の許可なく、SNS 等に掲載する行為。
- (27) 本サービスの運営を妨げる行為。
- (28) 当社の信用を毀損、又は失墜させる行為。
- (29) その他法令又は公序良俗に反する一切の行為。

第 14 条（キャンセル及び日程変更）

1. 利用企業等は、本サービスの提供を受けるより前に、やむを得ず、申込みのキャンセル（実施日程の変更を含み、以下「キャンセル等」とします。）をする場合には、当社所定の書面を当社に提出することにより行うものとします。利用者個人からの申し出、当該書面の当社への到達が本サービス提供開始後となった場合、書面以外の方法（電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法）による申し出には応じかねます。
2. 当社は、利用企業等からの申し出が前項に定める要件を満たすと判断した場合に、キャンセル等の申し出を承諾するものとします。この場合、当社は、お支払いいただいた利用料金から、当社が別途定める手数料（以下「手数料」とします。）を控除した金額の返金を行うものとします。但し、利用企業等からの申し出が、当社への利用料金の支払い前である場合には、利用企業等はキャンセル等の申し出後、直ちに当社に手数料の支払いを行うものとします。

第 15 条（免責）

1. 当社は、本サービス提供中に生じた次の各号について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
 - (1) 利用者が生じた損害や怪我その他の事故、体調不良等

- (2) 利用者に生じた金銭、貴金属その他貴重品の紛失、盗難の被害
- (3) 利用者同士の間が生じた係争やトラブル
- (4) 実施場所の設備に生じた破損、汚損等のトラブル
- (5) 実施場所に設置する備品・機器等の盗難、紛失、破損、汚損等のトラブル
- (6) その他、実施場所で生じたあらゆる係争やトラブル

2. 当社は、本サービスの提供にあたり、当社から利用企業等への譲渡物がある場合において当該譲渡物に生じた故障、不具合等については、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

3. 当社又は利用企業等は、通常講ずるべき対策では防止できないウイルス被害、停電、サーバ故障、回線障害等本システムに係る障害、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他不可抗力による本契約、個別契約又は付属契約の全部又は一部（ただし、金銭債務を除く。）の履行遅滞又は履行不能については、その責任を負わないものとします。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用企業等は、当社に対し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 利用企業等は、当社に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、利用企業等が前 2 項に違反したことが判明した場合には、本契約を直ちに解除することができるものとし、当社は利用企業等に対して、何等の経済的利益の提供及び損失補償をする義務を負わないものとします。

第 17 条（契約の解除）

1. 当社は、利用企業等に次の各号の一の事由が生じたときは、催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。この場合、利用企業等は、当社からの請求により、本契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、これを直ちに履行するものとします。

- (1) 本契約に定める義務（第 16 条（反社会的勢力の排除）の義務を除く。）の履行を怠った場合において、履行の催告を受けたにもかかわらず相当期間内に履行しないとき、当初の履行期に履行されなければ契約の目的が達成できないとき又は履行が不能なとき
- (2) 第 16 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき
- (3) 手形もしくは小切手の取引停止処分を受け、又はその他債務の弁済が一般的に困難となったとき

- (4) 第三者より仮差押え、差押え、強制執行若しくは担保権の実行としての競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき
- (6) 破産、特別清算、民事再生、会社更生その他これらに類する法的倒産手続きが申し立てられ又は開始したとき
- (7) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡を決定したとき
- (8) その他前各号の事由と同視すべき事由が生じたとき

2. 第1項に基づく解除は、当社から利用企業等に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第18条（損害賠償責任）

当社が本契約を怠ったことにより、利用企業等に損害を与えたときは、利用企業等に対して、直接かつ現実に生じた通常の損害につき賠償する責を負うものとします。ただし、当社は、第4条第1項に定める利用料金の額を超えて損害賠償義務を負わないものとします。

第19条（利用者の資格）

1. 本サービスの提供を受けることができる資格を有する者は第1条に定める「利用者」とします。但し、利用企業等の申請により当社がこれを認めた場合、利用企業等の役員及び従業員のみならず、その家族・知人等も本サービスの提供を受けることができるものとします。

2. 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、利用者の資格を喪失し、利用者としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1) 利用企業等の役員又は従業員でなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 第13条（禁止事項）の規定に違反し、又は本条の規定に基づき当社より利用者資格の喪失の通知を受けたとき。
- (4) 本契約が解除その他の理由により失効したとき。

第20条（サービスの停止、中断、変更）

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、当該事由が消滅するまでの間、当該利用者に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。また、当該事由の消滅が見込めない場合、当社は当該利用者及び利用企業等に通知することにより当該利用者の利用者資格を喪失させることができます。

- (1) 暴力団関係者であるとき。
- (2) 伝染病その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患しているとき又はその疑いがあるとき。
- (3) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき又はその疑いがあるとき。
- (4) 妊娠しているとき。
- (5) 飲酒等により、安全に本サービスの提供を受けることができないと当社が判断したとき。
- (6) 医師等から運動、入浴等を禁止されているとき。
- (7) 事前の問診および検査（脈拍・血圧等。）により、安全に運動することができないと当社が判断したとき。
- (8) その他、本サービスの正常な利用ができないと当社が判断したとき。

2. 当社は、以下の各号に該当する場合には、利用企業等及び利用者への事前の通知をせずに、本サービスのうちオンラインにより提供されるサービスの停止又は中断をすることがあります。

- (1) 本システムの保守又は仕様変更を行う場合。
 - (2) 第15条第3項に定める天災等不可抗力が発生し、本サービスの一部又は全部の提供又は運営が出来なくなった場合。
 - (3) 当社の判断により、客観的・合理的に本サービス又は本システムの停止が必要であると判断した場合。
3. 当社は、利用企業等又は利用者へ事前に通知することなく、本システムの内容及び仕様を変更することがで

きるものとします。

第 21 条 (30 日間全額返金保証制度)

1. 当社は、利用企業等から返金の申し出があった場合、次の各項に従って、利用企業等に対して支払い済みの諸費用の全額を返還します。この場合、利用企業等は申し出があった時点で本契約を解除したものとみなします。
2. 前項に定める返金の申し出は、本サービスの初回のご利用日から 30 日以内（当該期間の末日が当社の営業日でない場合は、その翌営業日を末日とします。）に、利用企業等から当社に対し当社所定の書面を提出いただく方法で行うものとします。利用者個人からの申し出、当該期間経過時までに書面が当社に到達しない場合、書面以外の方法（電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法）による申し出には応じかねます。
3. 本条に基づいて返金の申し出をした利用企業等及びその利用者は、以降本サービスのご利用はできません。
4. 前各項の規定にかかわらず、当社が本サービスを通じて販売した物品（テキスト、健康食品、化粧品類等を含みますがこれらに限られません。）については、本条に基づく返金の対象外です。
5. 第 1 条後段の場合において利用企業等が本条に定める返金の申し出をしたときは、利用企業等は当社委託元又は提携先から返金を受けていただくものとし、当社が利用企業等に返金を行うことはありません。
6. 本条による 30 日間全額返金保証制度は、本サービスの初回利用時のみを対象とします。既に複数回本サービスを利用している場合は対象となりません。

第 22 条 (担当者の変更)

当社は、病気その他必要がある場合、事前の予告なく、本サービスに従事するトレーナーその他の担当者を変更することがあります。

第 23 条 (本利用契約条項等の改訂)

当社は、1ヶ月前までに告知することにより、本利用契約条項の改訂を行うことができます。なお、改訂された本利用契約条項の効力は、改訂時より全ての利用企業等及び利用者に及ぶものとします。

第 24 条 (告知方法)

前条の告知は、当社のホームページへの掲載によるものとします。

第 25 条 (管轄の合意)

本利用契約条項に起因又は関連する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条 (存続条項)

本契約が第 17 条の契約解除、その他の事由により終了した場合においても、次の各条項の効力は各条項又は法令で定める消滅時効・除斥期間等の完成・満了までは引き続き有効とし、当社及び利用者は当該条項に基づく債務を履行しなければならないものとします

- (1) 第 7 条 (秘密保持)
- (2) 第 8 条 (個人情報の保護)
- (3) 第 10 条 (権利義務譲渡等の禁止)
- (4) 第 18 条 (損害賠償責任)
- (5) 第 25 条 (管轄の合意)
- (6) 第 28 条 (準拠法)

第 27 条 (協議解決)

本契約に定めのない事項については、当社及び利用企業等の双方が誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

第 28 条 (準拠法)

本契約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

以上

制定日 2021年3月15日